

宮崎市議会
業務継続計画（BCP）

令和8年2月
宮崎市議会

目次	ページ
1. 業務継続計画策定の目的	2
2. 大規模災害発生時（議会BCP発動時）における議員の活動原則	2
(1) 地域で積極的な支援活動	2
(2) 市の災害対策本部を補完する活動	2
(3) 議会や議員のネットワークを生かした活動	2
3. 大規模災害発生時（議会BCP発動時）における議会の対応原則	2
(1) 当局との連携体制	2
(2) 議会对応の一元化	3
(3) 議会BCPの発動期間	3
4. 議会BCPの発動基準と発動者	3
発動時の行動	4
5. 宮崎市議会災害対策連絡会議	4
(1) 設置基準	4
(2) 構成	4
(3) 所掌事務	5
(4) 議会事務局の対応	5
(5) その他	5
6. 大規模災害発生時の議会等の行動	5
(1) 議会	5
(2) 議員	6
(3) 議会事務局職員	6
7. 大規模災害発生時の議会運営	7
(1) 開会中（会議開催中）に発生した場合	7
・本会議	7
・委員会	8
(2) 会期中の休会日又は閉会中に発生した場合	9
8. 計画の運用について	10
(1) 議会BCPの見直し	10
(2) 見直し体制	10
9. その他各種対応について	10
(1) 他の計画等の関係	10
(2) 研修及び訓練	10
資料1 災害用伝言ダイヤルサービスについて	11
資料2 行動基準表	12

1. 業務継続計画策定の目的

議会においては、二代表制のもと、議決機関として議案の審議及び審査を行うことや、市長等の事務執行について監視し政策の効果を適切に評価することなどの機能を維持するとともに、災害等が発生した場合には、議員が地域活動で収集した地域情報を議会の災害対策連絡会議を通じて、宮崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に伝達するなど、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、必要な協力と支援を行う必要がある。また、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携することも重要である。

こうしたことから、宮崎市議会として災害等の発生時においても、迅速に対応する必要があると認めるものについて、議会の機能を継続し、かつ、その責務を果たすために必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めた宮崎市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものとする。

2. 大規模災害発生時（議会BCP発動時）における議員の活動原則

（1）地域で積極的な支援活動

大規模災害等が発生した直後や初動期では、執行機関の災害対応を最優先とし、特に災害発生が予測される事態や災害発生直後においては、各議員は自分や家族の安全確保とともに、二次災害となることを避けながら、地域で積極的な支援活動を行う。

（2）市の災害対策本部を補完する活動

議員は、市民と執行機関の間をつなぐ役割を担う。

ア 情報収集

議員が、得た情報を議会に設置する宮崎市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）で集約、整理して、災害対策本部へ伝達する。

イ 情報伝達・発信

停電等により、通信機器が使用不能の場合には、災害対策本部から発信される情報を地元地域や市民に伝達・発信する役割を担う。

（3）議会や議員のネットワークを生かした活動

議会では、平常時から議長会などを通じて他議会と交流している。また、国や県に対し、政党や国会議員、県議会議員とのネットワークを通して、要望活動を行う機会が多い。大規模災害時は、災害対策本部の本部長を務めて市域を離れにくい市長と連携しながら、情報発信や要望活動などの対外的活動を積極的に行う。

3. 大規模災害発生時（議会BCP発動時）における議会の対応原則

（1）当局との連携体制

議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、当局と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。

(2) 議会对応の一元化

議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、連絡会議を設置する。同会議が設置されたときは、構成議員は速やかに参集し、同会議活動に従事する。

(3) 議会BCPの発動期間

議会BCPが対象とする期間は、大規模災害等が発生から概ね1か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。また、通常体制に戻った後の復旧・復興に向けた議会の対応や災害対策本部との連携のあり方については、議長が決定する。

4. 議会BCPの発動基準と発動者

下記に示す規模で、かつ災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部が設置される災害や事態を対象とする。

種別	内容		発動者
地震	市内で震度6弱以上		自動発動
風水害	宮崎市に 大津波警報発令 (津波の特別警報)	気象庁発表	自動発動
	宮崎市に 特別警報発令 (大雨・高潮・暴風・波浪)	気象庁発表	自動発動
	宮崎市域で 警戒レベル4 (全員避難) (一部地域の場合を含む)	【市が発令】災害発生情報 【防災気象情報】 土砂災害警戒情報等 氾濫危険情報	自動発動
	宮崎市域で 警戒レベル5 (一部地域の場合を含む)	【市が発令】避難指示 【防災気象情報】 大雨特別警報等 氾濫発生情報	自動発動
地震 風水害 共通	上記までのレベルに至っていないが、 ・市内に甚大な影響が予想される場合 ・市内に局所的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合		議長
その他	大規模火災、大規模事故、原子力災害、武力攻撃やテロ行為などにより、大規模な被害が発生した、あるいは発生するおそれがある場合		議長

発動時の行動

- ・議長が安否連絡の要否、議員の参集が必要な場合はその日時、連絡会議設置の要否を判断して、事務局職員が全議員へ連絡する。
- ・連絡方法は、原則としてラインワークスで行う。
- ・ラインワークスで確認できない場合は、携帯電話又は固定電話で連絡する。

※上記のいずれの通信手段も利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）を使用して安否連絡及び参集等の連絡内容を聞く。（P 11 資料1）

種別	発動者：議長
安否連絡	安否連絡の要否、議員の参集日時、連絡会議設置の要否を議会事務局から構成議員へ連絡する。
議員参集	事務局から連絡があれば、その日時に議員参集
連絡会議	事務局から連絡があれば、その日時に連絡会議を設置・開催

5. 宮崎市議会災害対策連絡会議

(1) 設置基準

- ・議長は、地震等の災害により災害対策本部が設置された場合において、これに協力するため必要があると認めるときは、議会に連絡会議を設置することができる。なお、本連絡会議は、議決を伴うものではなく、災害の状況や対応等について情報を共有し、協議・調整の役割を担うものとする。
- ・連絡会議は、宮崎市役所庁舎内「宮崎市議会事務局」に設置する。ただし、宮崎市役所庁舎が使用できないときは、災害対策本部と協議し、議長が別に定める。
- ・議長は、副議長及び議会運営委員会の正副委員長、並びに2名以上の議員で構成される会派の代表者（以下「会派代表者」という。）に参集の連絡を行うとともに、災害対策本部に対し連絡会議の設置を報告する。

(2) 構成

- ・連絡会議の構成は、議長、副議長、議会運営委員会の正副委員長、会派代表者をもって構成する。
- ・議長は、連絡会議を代表し、その事務を統括する。
- ・副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・議長、副議長いずれにも事故があるときは、次の順位にて議長の職務を代理する者を決定する。
 - 1 議会運営委員会 委員長
 - 2 議会運営委員会 副委員長
 - 3 会派代表者の中から選ばれた議員
- ・会派代表者は、議長の命を受け連絡会議の事務に従事する。
- ・議長は、会派代表者に事故があるときは、その会派に属する議員の中から代理者を選

任し、連絡会議の事務に従事させることができる。

(3) 所掌事務

- ・災害対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行う。
- ・各議員から災害情報を収集・整理し、災害対策本部へ提供する。
- ・災害の状況、対応等について情報を共有し、協議を行う。
- ・その他、議長が必要と認める事項に関すること。

(4) 議会事務局の対応

- ・事務局長は、災害対策本部の会議等において得た情報を連絡会議へ提供する。
- ・事務局職員は連絡会議の業務に従事する。

(5) その他

上記のほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

宮崎市議会災害対策連絡会議の構成員と役割

構成議員	議長	副議長	議会運営委員会の正副委員長、会派代表者
任務	連絡会議を代表し、その事務を統括する。	議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。	議長及び副議長ともに事故があるときは、議会運営委員会の委員長、副委員長、会派代表者の中から選ばれた議員の順位で議長の職務を代理するものを決定する。
	次の事務を所掌する。 <ul style="list-style-type: none">・災害対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行う。・各議員から災害情報を収集・整理し、災害対策本部へ提供する・災害の状況、対応等について情報を共有し、協議を行う。・その他、議長が必要と認める事項に関すること。		

6. 大規模災害発生時の議会等の行動（閉会中を含む）（資料2 行動基準表）

(1) 議会

- ①議長又は委員長は、会議の休憩又は散会の判断を行う。
- ②議長は、発動基準に応じて連絡会議を設置する。議長が事故等により不在の場合は、代理人により発動基準に応じて連絡会議を設置する。
議会は連絡会議設置の情報について、全議員、対策本部について周知する。
- ③連絡会議は、所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に災害対策本部から入手した災害情報を議員に伝達する。
- ④発災後期においては、本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算など審議する。

(2) 議員

- ①速やかに自身等の安全確保を行ったうえで、被災者がいる場合はその救出、支援を行う。
- ②議員自身の被災状況確認、今後の連絡等のため、自身の被災状況、連絡方法、連絡先等をラインワークスのトーク機能等を活用し議会事務局へ連絡する。
※ラインワークスが使用できない場合は、あらゆる方法を利用し、議会事務局へ連絡する。
また、自ら積極的に災害に係る情報収集を行う。但し、当局に直接問い合わせることは行わず、当局の業務を妨げないものとする。
- ③市民の安全確保や応急対応など、地域における活動に従事しつつ、連絡会議からの連絡や市民からの要請に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保し、自らの所在を明らかにしておく。
参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する。
- ④必要に応じて、地域の被災情報をメール、FAX、SNS等可能な方法により議会事務局を通じて連絡会議に提供する。(※議会事務局への被災情報の提出方法は、ラインワークス等で行う)
※ただし、救命・救助に係る情報は、警察や消防本部に緊急通報するなど、緊急性の高い情報は、関係機関へ速やかに連絡する。
また、当局への要望については、連絡会議を通じて行う。
- ⑤連絡会議が設置された場合は、構成員は参集する。
- ⑥連絡会議から得た災害情報や支援情報等を様々な方法により、市民に提供する。

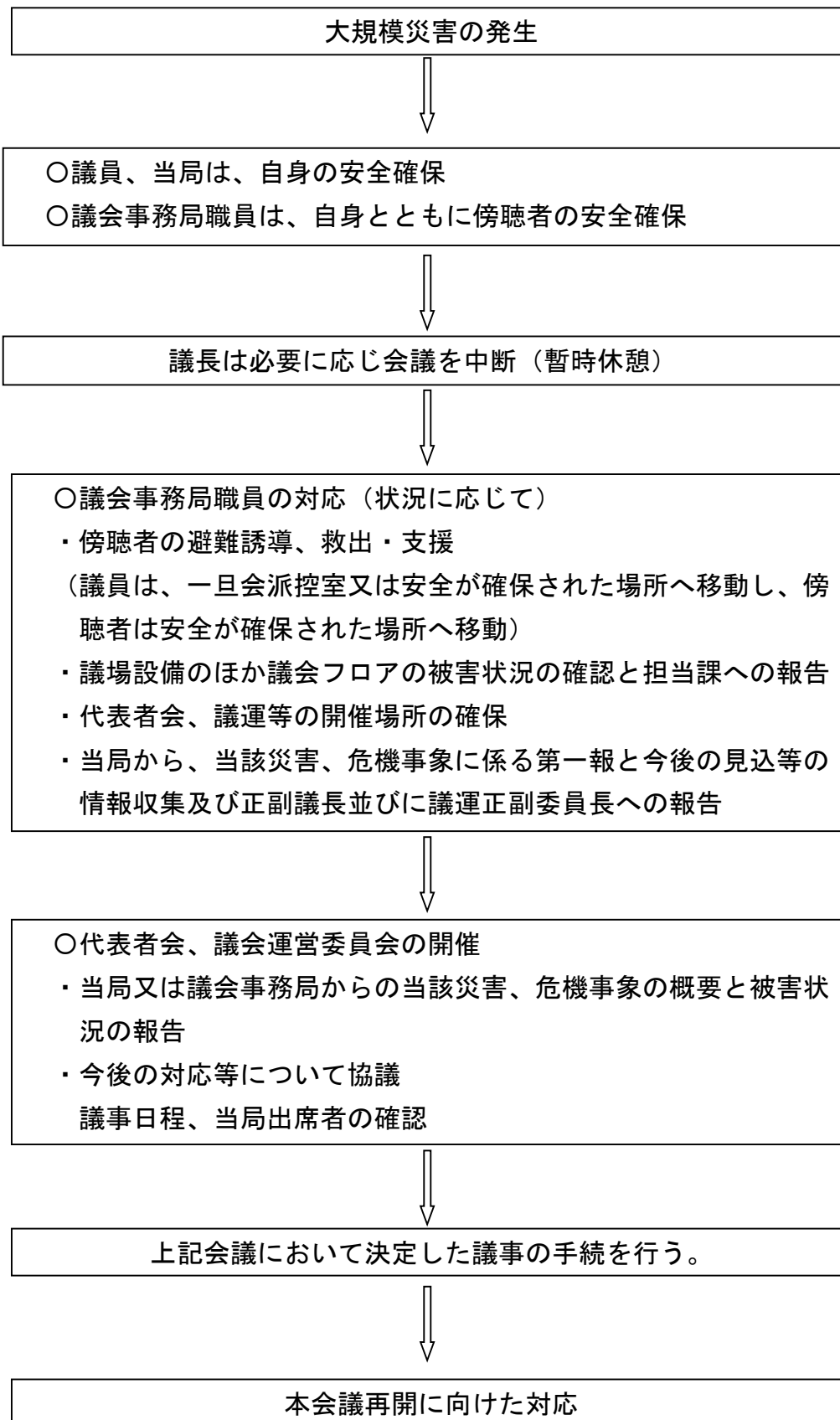
(3) 議会事務局職員

- ①自身や議員、傍聴者の安全確保を行ったうえで、「宮崎市地域防災計画」の「災害対策組織の設置基準」に基づく配備に就く。
- ②事務局参集職員は、参集次第、以下の活動を行う。
 - ・議長と副議長に電話等により安否を確認し、必要に応じて登庁を依頼
 - ・議長と連絡会議の設置についての調整
 - ・議員、職員の安否情報を議長、副議長に報告
 - ・災害発生から24時間を経過しても連絡がない議員、職員の安否情報収集
 - ・連絡会議や関係会議等の開催に係る所属議員への連絡
 - ・議場、委員会室、会派控室、執務室や放送設備、パソコン、電話、FAX、Wi-Fi等の通信機器や通信状態の確認
 - ・災害対策本部等、又は議員から入手した情報を連絡会議の議長に報告し、その後の対応について協議
 - ・報道対応、その他、対象災害対応に必要と認める活動・議会フロアの復旧と連絡等の会議開催場所の確保

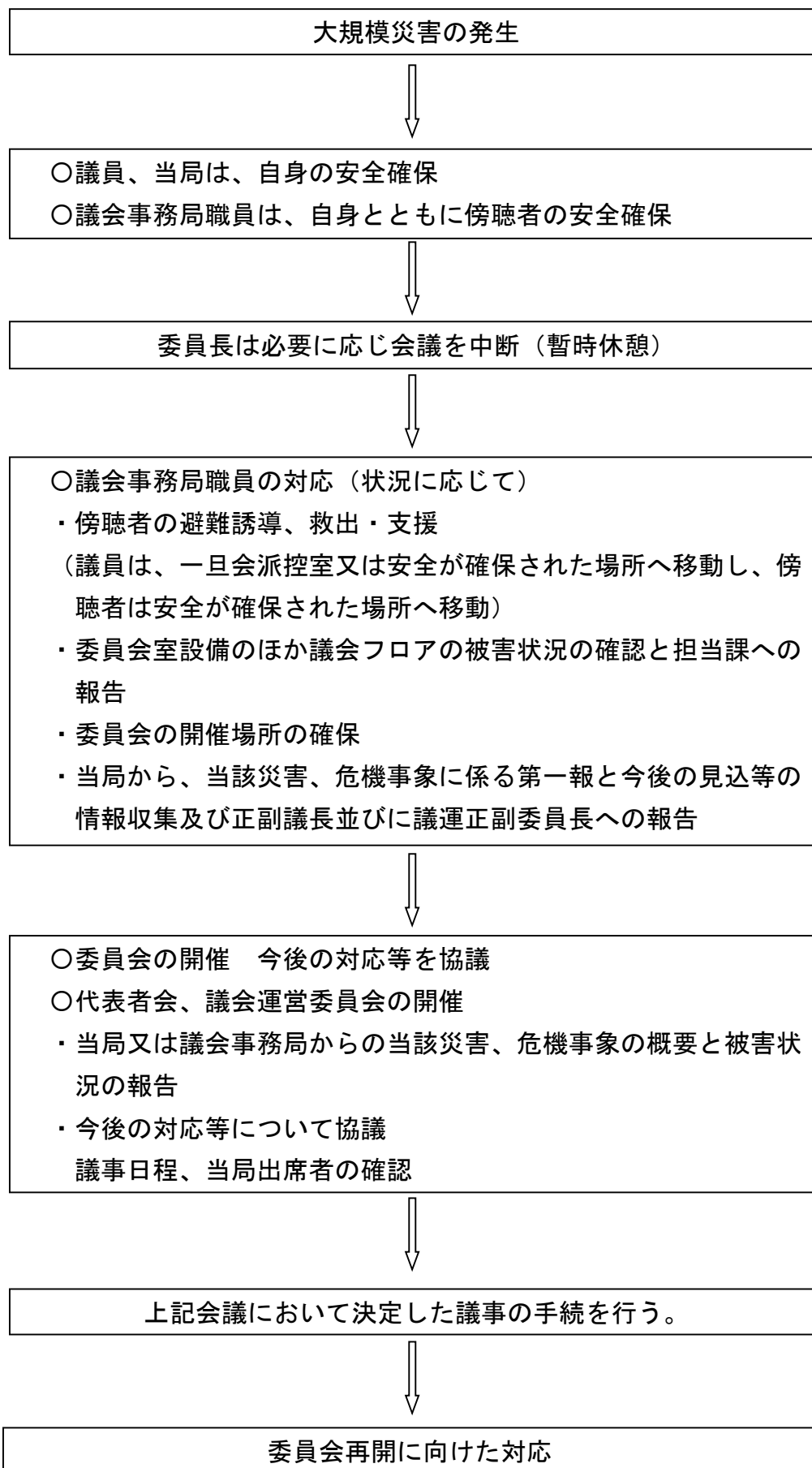
7. 大規模災害発生時の議会運営

(1) 開会中（会議開催中）に発生した場合

・本会議



・委員会



(2) 会期中の休会日又は閉会中に発生した場合

大規模災害の発生



- 正副議長
 - ・議会事務局と連絡を取り、登庁する。状況に応じて議会運営委員会の正副委員長及び会派代表者への連絡と登庁の判断
- 議員
 - ・議会事務局へラインワークスで安否確認の連絡
- 行政視察中の場合
 - ・委員長が視察中止、帰宮等の判断
- 議会事務局職員
 - ・会派代表者への連絡と登庁依頼
 - ・ラインワークスで安否状況把握



- 当局又は議会事務局から、正副議長への当該災害、危機事象の概要と今後の見込等の報告（状況に応じて議会運営委員会の正副委員長及び会派代表者にも報告）
- 議長は連絡会議の設置（議会BCP発動）の判断
- 状況に応じて、代表者会、議会運営委員会の開催
- 状況に応じて、各常任委員長による委員協議会の開催の判断



- 代表者会、議運、委員会協議の開催
 - ・今後の審議日程等について協議



今後の審議日程を踏まえた本会議、委員会の開催に向けた対応

8. 計画の運用について

(1) 議会BCPの見直し

新たに発見された課題や変更等が生じた場合については、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその都度、内容について適宜改正を行うものとする。

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しは、議会運営委員会で行うものとする。

9. その他各種対応について

(1) 他の計画等の関係

宮崎市業務継続計画と整合性を図ること。

(2) 研修及び訓練

議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、研修会及び訓練を適宜実施するものとする。

災害用伝言ダイヤルサービス「171」及び「Web171」について

①「災害ダイヤル171（電話サービス）」・・・電話を利用する。

注意：利用できない電話 ⇒ ダイヤル式電話機

携帯電話については基本利用可能であるが、詳しくは各通信事業者へ要確認

利用方法

「171」をダイヤル

音声ガイダンスによる案内が流れます。



録音は「1」



再生は「2」



議会事務局の電話番号を市外局番からダイヤルする。

0985-21-1853



音声ガイダンスに従い、「録音」又は「再生」する。

②「災害伝言版Web171」・・・インターネットを利用する。

インターネットが接続できるPC、携帯電話等で利用可能だが、一部の機種では利用できない。

利用方法

<https://www.web.171.jp> へアクセス、又は「Web171」と検索



議会事務局の電話番号を市外局番入力する。

0985-21-1853



説明に従い登録する。

初動期（発災から概ね 2 4 時間）

時期	■会議開催中		
	議会	議員	議会事務局職員
発災直後～ 概ね 2 4 時間	○会議の休憩・散会 ○連絡会議の設置 ○連絡会議の活動	○安全確保 ○待機・退庁 ○連絡会議への参集 ○地域の被災状況等の把握・情報提供 ○災害時の地域活動への協力・支援	○議員、傍聴者の安全確保 ○被災状況の確認 ○連絡会議の運営補助

時期	■会議非開催時			
	議会	議員	議会事務局職員	
			勤務時間中	平日夜間、 土日祝日
発災直後～ 概ね 2 4 時間	○連絡会議の設置 ○連絡会議の活動	○安全確保・安否連絡 ○連絡会議への参集 ○地域の被災状況等の把握・情報提供 ○災害時の地域活動への協力・支援	○正副議長へ連絡 ○議員、来庁者の安全確保・安否確認 ○被災状況の確認 ○連絡会議の運営補助	○議会事務局への参集 ○正副議長へ連絡 ○議員、職員の安否確認 ○被災状況の確認 ○連絡会議の運営補助

中期（発災から概ね 2 ～ 7 日）

時期	議会	議員	議会事務局職員
概ね 2 日 ～ 概ね 7 日	○会議の休憩・散会 ○連絡会議の活動 【初動期から継続】	○連絡会議への参集【初動期から継続】 ○地域の被災状況等の把握・情報提供【初動期から継続】 ○災害時の地域活動への協力・支援【初動期から継続】 ○市民への情報提供	○連絡会議の運営補助【初動期から継続】 ○議場や設備等の確認 ○報道対応

後期（発災から概ね 8 日以降）

時期	議会	議員	議会事務局職員
概ね 8 日日以降	○会議の休憩・散会 ○連絡会議の活動【初動期から継続】 ○関係機関等への働きかけ ○復旧・復興への関与	○連絡会議への参集【初動期から継続】 ○地域の被災状況等の把握・情報提供【初動期から継続】 ○災害時の地域活動への協力・支援【初動期から継続】 ○市民への情報提供【中期から継続】	○連絡会議の運営補助【初動期から継続】 ○報道対応【中期から継続】 ○議会再開